

報告第16号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年11月21日提出

新城市長 穂積亮次

専決第10号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年9月15日専決

新城市長 穂積亮次

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 平成29年8月22日 午前7時25分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 新城市八束穂字天王1031番地3 |
| 3 | 賠償する相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | 相手方車両が東郷中子ども園駐車場の進入路を走行中にグレーチングを跳ね上げ、車両の底部に接触し、破損した。 |
| 5 | 損害賠償額 | 294,527円 |